役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会(以下「法人」という。)の定款第9 条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等 並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
 - (2)報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬等については、別表1に定める額を支給する。
- (2)役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については、この規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月25日とする。但し、 土日祝日に当たるときは、その日前で最も近い土日祝日でない日に支給する。
- 2 理事長以外の役員等は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人

に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名 義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が理事会・評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したとき は、別表2のとおり費用を弁償する。

ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等については、支給しない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求 のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについて は、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

役員等報酬

(法人及び施設業務のための出勤の場合)

役 職	1日勤務	半日勤務	
理事長	月額 900,000円		
理事	30,000円	15,000円	
監事	30,000円	15,000円	
評議員	30,000円	15,000円	

別表 2

費用弁償

(1回あたり)

	理事	監事	評議員	評議員選任・ 解任委員
理事会出席	5,000円	5,000円		
評議員会出席		5,000円	5,000円	
評議員選任·解 任委員会出席		5,000円		5,000円